平成２５年（フ）第１１２３４号
東京都墨田区立花３丁目２－６－301
破産者　鵜飼　秀治
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３２６号
東京都練馬区豊玉上２丁目14－12－802
破産者　桜庭　英伯
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３３５号
東京都武蔵野市中町２丁目５－21　第２茂ハイツ105、開始決定時の住所東京都武蔵野市吉祥寺南町１丁目27－１－709
破産者　吉澤匠人こと　吉沢　拓哉(旧名茂樹)
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４２１号
東京都江戸川区鹿骨１丁目23－12－203
破産者　石井　　誠
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５３０号
東京都台東区入谷１丁目24番10号
破産者　有限会社セキショウ
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５３１号
東京都葛飾区堀切３丁目26－８－102
破産者　中西　照之
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５８１号
東京都目黒区八雲２丁目11番７号　三田マンション
破産者　株式会社オートパーツ
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６５６号
富山県滑川市下梅沢526番地
破産者　株式会社パウダー・ノバ
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６５７号
富山県滑川市上小泉358
破産者　齊藤　　齊
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６５８号
埼玉県熊谷市弥生１丁目55番地
破産者　株式会社カメラのコバヤシ
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６５９号
埼玉県熊谷市上之1100－124
破産者　山口　　茂
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７１２号
埼玉県春日部市増富495番地　ディグニティー春日部弐番館104号、開始決定時の住所東京都葛飾区東金町１丁目36－２－919
破産者　南里　　聖
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７１３号
東京都足立区小台１丁目５番３－403号
破産者　有限会社ケーアイシー
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７１４号
東京都荒川区西尾久２丁目１－４－303
破産者　一岡　一夫
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９９８号
東京都足立区鹿浜７丁目22－16－209　エンゼルハイム鹿浜第７
破産者　和田　守弘
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０１３号
東京都昭島市玉川町４丁目１番８号
破産者　株式会社三敬システムズ
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０２２号
東京都板橋区成増３丁目36番25号
破産者　株式会社創研設計事務所
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０３３号
東京都世田谷区三宿１丁目21番15号
破産者　有限会社オールディールズマーケット
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０３４号
東京都八王子市横川町587－201
破産者　樋口　弘宣
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０５７号
東京都台東区元浅草１丁目６番12号
破産者　有限会社ニッシングラフィック社
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０５８号
東京都江戸川区西瑞江５丁目12－６－202、開始決定時の住所東京都中央区晴海１丁目８－５－2607
破産者　平野満喜男
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部